

西淀川区「図書ボランティア」制度実施要項

(目的)

第1条 西淀川区「図書ボランティア（以下「ボランティア」という。）」制度実施要項は、西淀川区役所（以下「区役所」という。）が、西淀川区の児童生徒の教育水準の向上や世代を超えた生涯学習を推進するために実施する「図書に親しみ多世代が交流する環境づくり事業」において活動するボランティアについて、必要な事項を定めるものとする。

(活動内容)

第2条 ボランティアの活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 区役所が指定する読書・自習スペースでの見守り及び読み聞かせ
- (2) 寄贈図書等の整理
- (3) その他、本事業の運営会議への出席やイベント等にかかる企画運営

(登録資格)

第3条 ボランティアとして登録できる者は、次のいずれかの要件を満たす者とする。

- (1) 区内に在住、在勤または在学する満18歳以上の者
- (2) その他区長が特に認める者

(登録手続き)

第4条 ボランティアとして登録を受けようとする者は、ボランティア登録申請書（様式第1号）を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の申請があったときは、ボランティア登録承認書（様式第2号）を交付するものとする。

(登録解除)

第5条 ボランティアが次のいずれかに該当するときは、登録を解除することができる。

- (1) 第3条に規定する要件に該当しなくなったとき
- (2) ボランティアより登録解除の届出（様式第3号）があったとき
- (3) その他区長が事業の実施に適さないと判断したとき

(登録期間)

第6条 登録期間は登録した日から当該年度の3月31日までとする。

2 ボランティアから登録解除の届出がない場合は、自動的に1年間更新することができる。

(活動に対する支援)

第7条 区役所は、ボランティアの活動に必要な物品の貸与、市民活動保険の加入及び活動に必要な情報の提供等を行うものとする。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。